

株式会社菜の花

働き方改革支援センターのアドバイスをもとにクラウド型勤怠管理システムを導入し、勤務間インターバル制度を試験運用中



所在地	神奈川県小田原市	業種	小売業
設立年	1905年	全従業員数	126名（2022年3月現在）
勤務間 インターバル 制度の概要	導入時期：	試験運用中	
	インターバル時間：	9～11時間	
	適用対象範囲：	適用対象範囲の設定なし	
	規定根拠：	制度の運用	

（１）制度導入・運用の目的

勤務間インターバル制度は導入中（試験運用中）となります。

新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、当社でも営業を自粛しなければいけない時期がありました。お店を休業する中で、従業員やスタッフが仕事の仕方を見直すことを考え始めたところから、働き方改革推進支援センターのコンサルティングを受けました。

働き方改革支援センターの方のアドバイスを受けて、2022年の9月頃から勤怠管理システムをタイムカード型からクラウド型に変更しました。クラウド型勤怠管理システム内に就業規則を設定すると、勤怠アラートが表示されるようになります。このシステムでは、インターバル時間も設定することができ、この機能を使うことでインターバル時間を把握できるようになりました。

（２）制度導入・運用にあたって

当社では新型コロナウイルス感染症の流行もあり、店舗の休業や営業時間を短縮するような形をとっていたこともあり、時間外労働はほぼ発生していません。勤務間インターバル制度の運用に当たっては、特段問題もなく試験運用に至っています。

（３）制度内容

① インターバル時間

インターバル時間は9～11時間で設定をしています。働き方改革推進支援センターの方のアドバイスを受けて、9～11時間という幅を持たせたインターバル時間で試験運用を行っています。

② インターバル時間の確保に伴い、始業時刻がずれ込む場合の対応方法

前述の通り、時間外労働がほぼ発生していないため、インターバル時間の確保に伴い、始業時刻がずれ込むケースは発生していません。

規模の大きいお菓子屋の場合、夜中の0時から製造を行う場合がありますが、当社は小田原・箱根をメインに、製造現場と同等の範囲内でのみ販売を行っていますので、深夜から仕込みを行うということはありません。

繁閑期を見越して生産計画が立てられていることから、変形労働時間制を導入しなくても年間の労働時間に差があることは少なくなっています。

③ インターバル時間を確保できないことが認められるケース（適用除外となるケース）

適用除外設定は設けておりません。

④ インターバル時間の確保に向けた工夫・サポート

【勤怠管理システムのアラート表示】

月間の残業時間を把握するため、一か月の間に時間外労働が 25 時間を超えると、勤怠管理システムでアラートが表示されるようにしています。40時間を超えてからアラートが出て意味がないため、早めにアラートが表示されるように設定しています。

(4) 制度導入の効果

試験運用中のため、具体的な効果はまだ表れていませんが、クラウド型勤怠管理システムを導入したことにより、月間の労働時間、時間外労働をリアルタイムで把握することができるようになりました。

(5) 制度の新規導入をめざす企業へのアドバイス

経営者層の理解が重要だと思います。クラウド型の勤怠管理システムを導入し、時間外労働をリアルタイムで可視化できるようにすることで、インターバル時間の確保にもつながりますし、当社の位置するエリアは台風の被害も多いことから、緊急時や災害時にどこの店舗に従業員が何人いるということがリアルタイムでわかることも大切だと考えています。

(R4.3)